

災害時相互応援に関する協定

長野県東御市と島根県雲南市（以下、両市を「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援（以下「相互応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第67条第1項の規定に基づき、協定市のいずれかの区域内で災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 応急対策及び復旧対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、被害を受けていない市に文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び被害状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、資機材及び物資の品目及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の要請を受けた市は、法令その他特別に定めがある場合及び正当な理由がある場合を除き、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

2 災害発生時、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合で必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議のうえ定めるものとする。

2 被災市が負担すべき経費を支弁するいとまがない場合は、応援活動を実施した市

（以下「応援市」という。）が一時繰替支弁するものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく応援活動に従事した応援市の職員（以下「応援職員」という。）が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費については、応援市が負担するものとする。

2 応援職員が、応援活動業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が当該業務の従事中に生じたものについては被災市が、応援場所までの往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに協定市のいずれからも異議の申出がなかったときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

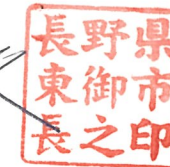
第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市が署名捺印の上、各1通を保有する。

令和6年10月12日

長野県東御市長

長岡利夫



島根県雲南市長

石飛厚志

